

令和3年6月11日

市政記者クラブ様

スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

担当：渡邊、大西 電話 972-3123

**「第11次名古屋市交通安全計画(中間案)」について
パブリックコメントを実施します**

このたび、交通安全対策基本法に基づき「第11次名古屋市交通安全計画(中間案)」をとりまとめましたので、下記のとおり公表するとともに、市民の皆様からご意見を募集します。

記

1 第11次名古屋市交通安全計画(中間案)

令和3年度から令和7年度までの5ヵ年を計画期間とする、市域内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱。

2 意見募集の期間

令和3年6月21日(月)から令和3年7月20日(火)まで

3 意見の提出方法

郵便、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかの方法により提出

※口頭での申し出はお受けできません。

4 閲覧・配布場所

スポーツ市民局地域安全推進課、市民情報センター(市役所西庁舎1階)及び各区役所・支所において本編の閲覧及び概要版の配布を行います。また概要版及び本編について、市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)にも掲載します。

※視覚障害者の方には点字版、テキストファイルを用意します。

5 その他

本計画については、パブリックコメントを経た後、名古屋市交通安全対策会議において審議のうえ、内容を決定する予定です。

第11次名古屋市交通安全計画（中間案）

について、みなさまのご意見をお聞かせください。

意見募集期間

令和3年6月21日（月）から令和3年7月20日（火）

（郵便の場合は7月20日（火）必着、ファックスまたは電子メールの場合は当日送信日時記録有効）

意見提出方法

住所、氏名、年齢をご記入の上、郵便、ファックスまたは電子メールにてお寄せください。
（様式は、裏面をご利用ください。任意の様式でも構いません。）

なお、電話または来庁による口頭のお申し出につきましては、受付できませんので、ご了承ください。

- ※ ご記入いただいた個人情報は、この意見募集の目的の範囲内で利用します。それ以外での目的では利用いたしません。
- ※ みなさまからのご意見等に対しましては、直接個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見につきましては、後日本市の考え方とあわせて公表する予定です。

配付場所等

- 名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp>）
- 市民情報センター（市役所西庁舎1階）
- 各区役所、支所

また、視覚障害者の方に、点字版、テキストファイルを用意しています。
ご希望の方は問い合わせ先へご連絡ください。

【意見の提出先・問い合わせ先】

名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課（市役所本庁舎5階）

住 所：〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話：052-972-3123

ファックス：052-972-4823

電子メール：a3123@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

第 11 次名古屋市交通安全計画（概要版）

名古屋市では、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 26 条第 1 項に基づき、市長の附属機関として設置しております名古屋市交通安全対策会議において、第 10 次名古屋市交通安全計画（計画期間：平成 28 年度から令和 2 年度）を策定し、様々な交通安全施策を展開してまいりました。

今回、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする、第 11 次名古屋市交通安全計画(中間案)（以下、「第 11 次計画」という。）をとりまとめましたので、この中間案につきまして、みなさまのご意見をお聞かせ下さい。

名古屋市交通安全対策会議

計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 力年間

計画の役割

本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

計画の基本理念と目標

【基本理念】

～ 交通事故のない社会を目指して ～

- 市民一人ひとりが「安心して安全に暮らせるまち」を実現するためには、交通安全の確保が重要である。
- 人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には、交通事故のない社会を目指す。

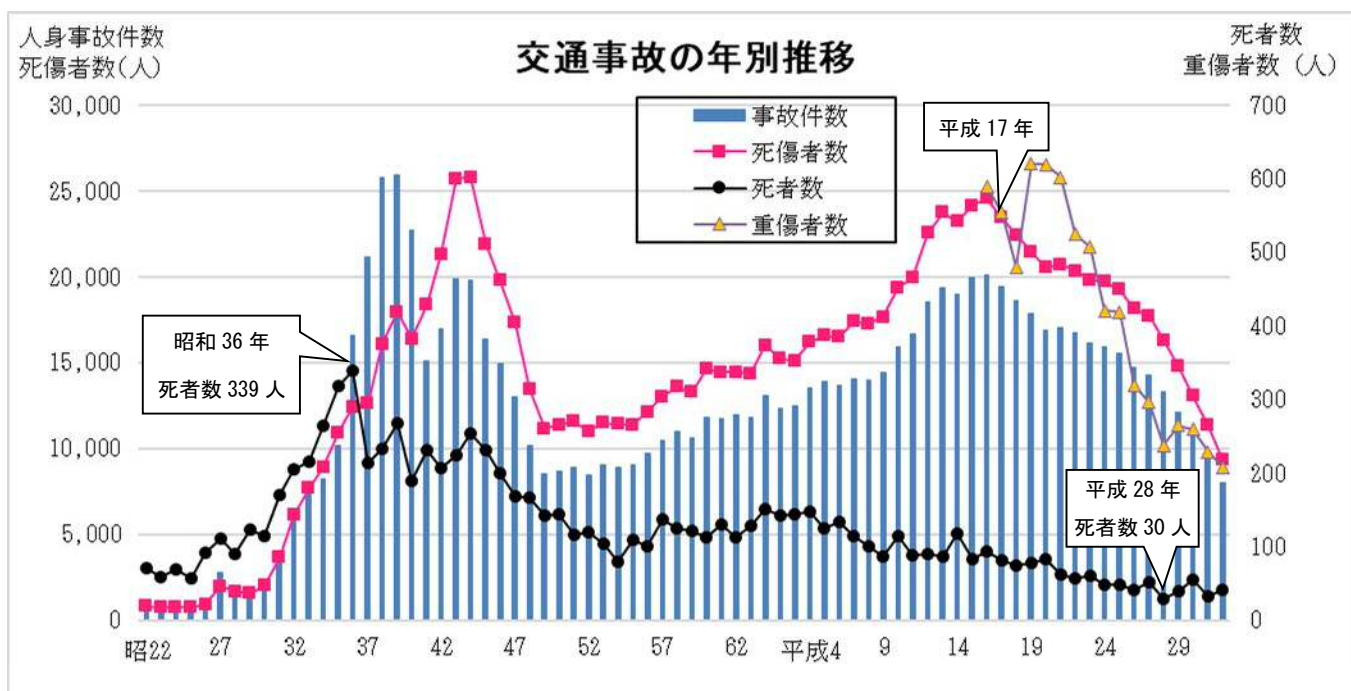
【目 標】

- 令和 7 年までに、交通事故による年間の 24 時間死者数を 30 人未満とすることを目指す。
- 令和 7 年までに、年間の重傷者数を 140 人未満とすることを目指す。

交通事故の推移と現状

名古屋市の交通事故統計に記録が残る昭和 22 年以降、市内の交通事故による 24 時間死者数は、昭和 36 年に 339 人を数えたが、翌年以降着実に減少に向かい、昭和 54 年には 79 人と、ほぼ 4 分の 1 となった。その後増勢し、平成元年には 152 人に達したが、翌年から再び減少傾向に転じ、平成 28 年には過去最少となる 30 人と、第 10 次計画の目標である死者数 35 人未満を初年度にして下回ったものの、翌年には増加に転じ、最終年である令和 2 年中の死者数は 42 人で、目標達成には至らなかった。

一方、死傷者数については、平成 17 年以降は減少傾向にあり、令和 2 年の死傷者数は 9,386 人と、4 年連続で目標を達成することができた。



令和 2 年の交通事故の発生状況の特徴は次のとおりである。

- (1) 歩行中の死者が約 5 割を占めており、二輪車乗用中の死者が増加している。
- (2) 夜間・深夜の死亡事故が多発している。
- (3) 高齢者の死者が全体の 6 割以上を占め、そのうち約 8 割が歩行中・自転車乗用中に事故にあっている。
- (4) 交差点及び交差点付近での死亡事故が約 8 割を占めている。
- (5) 重傷者のうち、歩行中、自転車乗車中の事故がそれぞれ約 3 割を占めており、交差点及び交差点付近での事故が約 8 割を占めている。

道路交通情勢

本市の自動車保有台数は、令和 2 年 3 月末現在で約 130 万台となっており、そのうち約 7 割を自家用乗用車が占めている。

また、運転免許人口は約 147 万人を数え、免許適齢人口の約 7 割を超えている。とりわけ、市内の総免許人口の 2 割近くを 65 歳以上の高齢者が占めている。

今後の道路交通安全対策を考える視点

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

○高齢者においては、主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策等を推進する。

○未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路等の子どもが移動する経路において、安心・安全な歩行空間の整備を積極的に推進する。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

○横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。

○自転車の安全で快適な自転車通行空間の確保を積極的に進める。

(3) 生活道路及び幹線道路における安全確保

生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備を進める他、適切な交通指導取締りの実施や安全な走行方法の普及等により、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止する対策等を推進する。

(4) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

第10次計画期間中にETC2.0から得られたビッグデータ等の詳細な情報に基づく分析や専門家の知見を一層幅広く活用した対策を推進する。

(5) 交差点対策の推進

○事故の多発している箇所等について実施してきた交差点対策の効果検証に基づき、現行対策の改善や新たな対策の導入等、より効率的・効果的な対策を関係機関と連携し実施する。

○交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。

(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

○地域住民の交通安全への関心を高め、事故特性に応じた対策を実施するため、各種広報媒体を通じた交通事故情報の提供に努める。

○交通安全活動を支える人材の高齢化が進む中、若者を含む地域住民の交通安全活動への積極的な参加を促す。

(7) 交通安全教育の推進

心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行っていくため、家庭、学校、職場等において関係機関が相互に連携を図りながら協力して推進する。

(8) 自転車の安全利用促進施策の推進

○交通安全教育等を通じて自転車利用者を始めとする道路利用者の自転車に関する安全意識の醸成を図る。

○自転車の安全利用を促進するため、すべての年齢層へのヘルメット着用や自転車の点検・整備、損害賠償保険等への加入等について積極的に啓発を実施する。

(9) 先端技術の活用推進

○安全運転を支援するシステムや自動運転等の先端技術の普及啓発に取り組む。

講じようとする施策

- ①道路交通環境の整備 ②交通安全思想の普及徹底 ③安全運転の確保 ④車両の安全性の確保 ⑤道路交通秩序の維持 ⑥救助・救急活動の充実 ⑦被害者支援の充実と推進 ⑧研究開発及び調査研究の充実といった8つの柱により、交通安全対策を実施する。

交通事故のない社会を目指す

【対策を考える視点】

- (1) 高齢者及び子どもの安全確保
- (2) 歩行者及び自転車の安全確保
- (3) 生活道路及び幹線道路における安全確保
- (4) 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- (5) 交差点対策の推進
- (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進
- (7) 交通安全教育の推進
- (8) 自転車の安全利用促進施策の推進
- (9) 先端技術の活用推進

8つの柱

1 道路交通環境の整備

- 1 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備
- 2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- 3 幹線道路における交通安全対策の推進
- 4 交通安全施設等の整備事業の推進
- 5 高齢者等の移動手段の確保・充実
- 6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- 7 無電柱化の推進
- 8 効果的な交通規制の推進
- 9 自転車利用環境の総合的整備
- 10 高度道路交通システムの活用
- 11 交通需要マネジメントの推進
- 12 災害に備えた道路交通環境の整備
- 13 総合的な駐車対策の推進
- 14 道路交通情報の充実
- 15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 16 踏切道における交通の安全

2 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
- 5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

3 安全運転の確保

- 1 運転者教育等の充実
- 2 運転免許制度の改善
- 3 安全運転管理の推進
- 4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- 5 交通労働災害の防止等

4 車両の安全性の確保

- 1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- 2 自動運転車の安全対策・活用の推進
- 3 自動車アセスメント情報の提供等
- 4 自動車の検査及び点検整備の充実
- 5 リコール制度の充実・強化
- 6 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

- 1 交通の指導取締りの強化等
- 2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- 3 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

- 1 救助・救急体制の整備
- 2 救急医療体制の整備
- 3 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

- 1 無保険（無共済）車両対策の徹底
- 2 損害賠償の請求についての援助等
- 3 交通事故被害者支援の充実強化

8 研究開発及び調査研究の充実

- 1 道路交通の安全に関する研究開発の推進
- 2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

【講じようとする施策】

重点施策及び新規施策【※：新規施策】

- 生活道路における交通安全対策の推進
- 通学路等における交通安全の確保
- 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
- 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- 幹線道路における交通安全対策の推進
- 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- 幹線道路対策の推進
- 高度道路交通システム(ITS)の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- 高齢者等の移動手段の確保・充実※**
- 無電柱化の推進
- 自転車利用環境の総合的整備
- 高度道路交通システム(ITS)の活用
- 災害に備えた道路交通環境の整備
- 道路交通情報の充実

- 幼児に対する交通安全教育
- 小学生に対する交通安全教育
- 高齢者に対する交通安全教育
- 交通安全市民運動の推進
- 横断歩行者の安全確保※**
- 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進
- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- 反射材用品等の普及促進
- 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
- 交通死亡事故多発時における緊急対策※**
- 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
- 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

- 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教養※**
- 高齢運転者対策の充実
- 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策※**

- 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進※**
- 自動運転車の安全対策・活用の推進※**
- 自転車の安全性の確保

- 一般道路における効果的な指導取締りの強化等
- 自動運転車の事故に関する原因究明に向けた取組の推進※**

- 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- 緊急通報システム(HELP)・事故自動通報システム(ACN)の整備※**

- 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

- 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進
- 車両の安全に関する研究の推進※**
- 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化